

令和元年 7月19日

保護者 様

赤磐市教育委員会

## 教職員の働き方改革にかかる電話対応時間の設定について

日頃より、赤磐市の教育推進にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、全国的に教職員の長時間労働が問題となり、「働き方改革」への取組が進められています。赤磐市においても同様の状況があり、教育委員会として、解決すべき喫緊の課題として検討を続けています。

その一環として、文部科学省及び岡山県教育委員会の方針に基づき、市内全小・中学校で「電話対応時間」を設定することとしました。今後も、業務の効率化を図り、子どもたちにとって真に必要なものは何かという視点をもちながら、教職員の心と体の健康を向上させ、これまで以上に児童生徒へ向き合えるよう取り組んでいきたいと考えています。

保護者の皆様におかれましては、電話対応時間設定の趣旨をご理解いただき、引き続きご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 設定開始日 令和元年 9月 2日 (月) より
- 2 電話対応時間 小学校においては18:00まで、中学校においては19:00までを目安としますが、勤務時間内での対応にご協力ください。  
※教職員の勤務時間は8:15～16:45（45分の休憩を含む）です。電話対応時間より前に教職員が退庁している場合もあります。（勤務時間は学校により若干前後します）
- 3 その他
  - ・土曜日、日曜日、祝日、学校閉庁日は電話対応時間ではありません。部活動等の欠席連絡は他の部員に連絡するなど対応をお願いします。
  - ・土曜授業日や宿泊行事など、学校行事により変更することがあります。
  - ・生徒指導等の緊急連絡がある場合は、学校から電話対応時間外に保護者の方へ連絡することがありますので、ご了承ください。
  - ・お子様の行方不明や救急搬送等の事案が起こった場合は、速やかに警察や消防へ連絡をお願いします。

本件に関するお問い合わせ先  
赤磐市教育委員会 学校教育課  
086-955-0972